

## 取り調べの全面可視化法の早期成立を求める決議

本年5月21日、裁判員制度が施行され、裁判員裁判が始まった。自由法曹団は、2008年10月6日、「裁判員制度に関する緊急改善要求」を発表し、弁護権の侵害を許さず、冤罪を防止するために、裁判員制度の緊急改善要求として、①公判前整理手続終了後の弁護人の立証制限規定（刑訴法316条の32）の廃止、②開示証拠の目的外使用の規定（刑訴法281条の4、5）の廃止、③「裁判員であった者」に対する守秘義務規定（裁判員法70、108条）の削除、④被疑者・被告人の取調過程の全面的可視化（録音・録画）、⑤検察官手持ち証拠の全面的開示、少なくとも検察官手持ち証拠のリストの開示を掲げた。しかし、これら緊急改善要求項目は、現在までのところ、何一つ実現していない。

一方、この間、富山の氷見事件や鹿児島島の志布志事件など、捜査機関の自白を強要する強引な取調べによって発生したえん罪事件が、あらためて大きな社会問題として注目されている。特に、1990年に栃木県足利市で発生した足利事件は、科警研によるDNA鑑定の問題性ととともに、強引な取調べと長期間の身柄拘束、そして別件捜査に名を借りた密室での自白強要という、冤罪を生み出す捜査の構造的課題とその改善の緊急性をさらに浮きぼりにするものであった。被疑者・被告人の取調過程の全面可視化を支持する世論は、かつてなく高まっている。

これまで参議院では、過去2回にわたり、民主党が取り調べ過程の全面的な録音・録画の義務づけ、検察官手持ち証拠の全リストの開示などを内容とする法案を提出し成立したが、いずれも衆議院で廃案になっていた。しかし、本年8月31日の総選挙の結果、民主党・社民党・国民新党の3党による新政権が発足した。民主党のマニフェストには、「ビデオ録画等により取り調べ過程を可視化する」との公約が掲げられている。冤罪を防止するために可視化法案を再提出し成立させることは、現政権にとって、待ったなしの課題のはずである。他方、民主党政権発足後、国家公安委員長が「可視化をするのであれば、おとり捜査や司法取引を認めるべきである」と発言する等、捜査当局の反撃も始まっている。

自由法曹団は、捜査当局によるあらたな反撃を許すことなく、裁判員制度の制度改善を引き続き追求するとともに、緊急の課題である取り調べの全面可視化法案を速やかに国会で成立させるよう、全力で取り組む決意である。

2009年10月26日

自由法曹団2009年総会